

# 協 定 書

八千代市（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）は、添付の八千代市障害者等タクシー利用助成事業実施要綱（平成26年八千代市告示第109号。以下「要綱」という。）で定める八千代市障害者等タクシー利用助成事業について、次のとおり協定を締結する。

## （利用券）

- 第1条 乙は、旅客から要綱第5条第2項に規定する利用券（やっちの支援タクシー券）を使用したい旨の申し出があったときは、1回の運送につき1枚の利用を認めるものとする。
- 2 乙は、前項の利用を認めるときは、旅客に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は介護保険被保険者証の提示を求め、利用券に記載されている者と旅客が同一の者であることの確認に努めるものとする。
- 3 乙は、利用券を提出した旅客に運賃を請求するときは、500円を減じた額を請求するものとする。
- 4 乙は、利用券を受領したときは、当該利用券に乗車年月日、乗車区間、メーター表示額、障害者割引額、乗務員氏名及び会社名を記載するものとする。

## （請求）

- 第2条 乙は、原則として毎月15日（この日が日曜日、土曜日又は祝日の場合は、その直前の開庁日）までに前月に使用された利用券を色別に分類し、それぞれ八千代市障害者等タクシー利用券請求書（別紙1）に利用券を添えて、甲に提出するものとする。
- 2 甲は、乙から前項の請求書の提出があったときは、30日以内に支払うものとする。
- 3 乙は、利用券を受領した日の属する月の翌月1日から起算して1年を経過した利用券に係る請求は甲に行わないものとする。

## （返還）

- 第3条 甲は、乙が不正な手段により当該協定書に基づく支払いを受けたときは、既に支払いを受けた金額の一部又は全部を返還させることができる。

## （協定書の有効期間及び更新）

- 第4条 この協定書の有効期間は平成 年 月 日から平成30年 3月31日までとし、同期間に使用された利用券について適用する。ただし、甲又は乙から更新しない旨の申し出がない限り、毎年度当該協定を更新するものとする。

## （協議）

- 第5条 この協定書に疑義が生じたとき、又は定めのない事項は、要綱の趣旨に則り、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

平成 年 月 日

甲 千葉県八千代市大和田新田 3 1 2 - 5  
八千代市  
八千代市長 服 部 友 則

乙